



奈良県北部農林振興事務所

農林普及だより

第19号 平成18年11月

配布地域 (奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)

編集・発行／奈良県北部農林振興事務所

総務企画課 〒632-0004 天理市櫛本町 2 4 6 0 番地
TEL: 0743-65-1340 FAX: 0743-65-1317
E-mail: nnorin@office.pref.nara.lg.jp

農林普及課 〒632-0004 天理市櫛本町 2 4 6 0 番地
TEL: 0743-65-1315 FAX: 0743-65-2781
E-mail: nnorin-nr@office.pref.nara.lg.jp

農業普及課 〒639-1123 大和郡山市筒井町600番地の3
TEL: 0743-56-1600 FAX: 0743-59-2055
E-mail: nnorin-n@office.pref.nara.lg.jp

土地改良課 〒632-0002 天理市榎町 4 6 1 番地 1
TEL: 0743-65-2032 FAX: 0743-65-4631
E-mail: nnorin-t@office.pref.nara.lg.jp

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を 図っている地域共同体に支援します！

～平成19年度から新しい制度「農地・水・環境保全向上対策」が始まります～

いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域の「まとまり」が弱まっています。一方、国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取組が求められています。

そこで、農林水産省では、平成19年度から5ヶ年計画で、農地や水などの資源の保全とその質の向上を図る新たな対策として、「農地・水・環境保全向上対策」を導入します。

この対策により、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ります。そのために、

■農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たに

つくってもらい、
■これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動を促します。

■また、地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた地域での取組を促します。

要件を満たす活動組織には助成金が交付されます。水田の場合10アールあたり4,400円、畑の場合10アールあたり2,800円です。さら

に、より高度な取り組みを行う活動組織には促進費が加算されます。また、環境にやさしい農業への支援は作物別に支援単価が決められています。

当事務所管内では、本格的な実施に向けての実験事業が今年度に3地区で行われ、施策の実効性が検証されています。

また来年度に取り組む意向のある集落は当事務所管内では10月末現在、57地区1,600ヘクタール余りとなりました。

事業に取り組む地区では、組織の代表者、参加する団体とその役割などが決まり、地域の環境を良くするアイデアなどが話し合われています。

平成19年度に向けての要望状況

| 行政区域 | 地区数 | 面積 (ha) |
|-------|-----|---------|
| 奈良市 | 5 | 459 |
| 大和郡山市 | 22 | 511 |
| 天理市 | 25 | 579 |
| 平群町 | 2 | 24 |
| 斑鳩町 | 2 | 45 |
| 安堵町 | 1 | 30 |
| 合計 | 57 | 1,648 |

管内の農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の活動事例

■奈良市大柳生町

(大柳生町農村環境保全向上活動組織)

これまでは導水路・水路の整備、農道の補修は農業者全員で担っていましたが、実験事業に取り組むと決まってから、活動の中心を自治会に置かれました。農業者の団体である営農組合等とともに、全集落が一丸となって取り組まれています。



構成員としては、農業者、自治会、土地改良区、水利組合、農業委員会、万年青年クラブ、消防団で構成されています。

これまでの取り組みとしては、水路の草刈り・泥上げ、農道の側溝の泥上げ、各施設の軽微な整備補修を行いました。環境を守る活動として農業用水を取水する白砂川でのホタル保護活動行っています。



今後は、直売所の販売活動や白砂川でのホタル保護活動・魚類放流活動を通して、地域の一体感を盛り上げ、楽しく暮らせる地域作りを目指しています。また、農用地を利用した美しい農村風景づくりを積極的に進め、地元の人たちだけでなく訪れる人々に憩いの空間を作り出す活動を行い、農業への理解を深めたいと考えています。

■天理市和爾町

(和爾町農村環境保全向上活動組織)

これまでは導水路・ため池の整備は農業者全員で担っていましたが、この実験事業により、活動の中心を農業者の団体である営農組合に置き、自治会等も協力して、集落全体で取り組まれています。

構成員としては、農業者、自治会、土地改良区、水利組合、婦人会、子供会、消防団で構成されています。

これまでの取り組みとしては、ため池・水路・畦畔の草刈りや泥上げ、農道側溝の泥上げや補修、大雨による畦畔補修も行いました。美しい景観を作る活動として桜や松を植栽して、みんなの憩いの場を作ろうとしています。



これからの方向としては、「子どもたちに誇れる集落を残す。」を合い言葉に、子どもたちと一本ずつ植樹して、自らの成長とともに木々の生長を見守れるような優しい気持ちを育て、道路沿いには季節の花々を植えて、みんなが集落を愛せるような景観づくりを考えています。



学校給食で地産地消の取り組み

地元産の農産物を給食に利用することは、食農教育の一環として子供達や保護者が地域で作られている野菜等を知り、農業に関心を持ち、農業の大切さをわかってもらうことにもなり、地産地消の推進も図ることができます。そこで、近年、学校側からの要望もあり、各地でその取り組みが始まっています。

このうち、今年4月から取り組みを始めた大和郡山市の事例を紹介します。当市の給食はセンター方式で、2カ所の施設で調理されています。

数年前より、農家側（JA 大和郡山市経営者クラブ）から給食に地元の野菜を使ってほしいという要望が出され、給食センターも食育を推進し地産地消に協力したいという意向があり、話し合いが重ねられてきました。昨年、矢田町に最新設備の給食センターができたこともきっかけとなり、市側も積極的に推進した結果、4月から経営者クラブ会員が生産する野菜を供給することが決まりました。

3月には、市と経営者クラブで「食材の利用に関する協定書」の調印も行われました。

4月より、月2回、2品目ずつ経営者クラブが野菜を供給しており、今までの品目はコマツナ、丸ナス、トマト、チンゲンサイなどです。

生徒や保護者に「給食だより」や校内放送等で地元産野菜の使用などについて紹介されています。今後、双方が品目の希望を出し合い、1回の品目数を増やしていくことをめざしています。



「食材の利用に関する協定書」調印式

大和郡山市、生駒市、生駒郡での取り組み（17年度）

| 市町名 | 方式 | 食数 | 地元産利用状況 | 利用品目と量(kg) | 生産者 |
|-------|--------|---------|---------------------------|---|------------------|
| 大和郡山市 | センター方式 | 5,400食 | 18年4月より月2回 1回に2品目 | (18年4～9月) コマツナ680、トマト450、丸ナス390、 ホウレンソウ130、他にゴーヤ、オクラ | 大和郡山市 経営者クラブ |
| 生駒市 | センター方式 | 10,250食 | 年3回 (ダイコン2回、 玉ネギ1回) | 玉ネギ350 ダイコン450、200 | 生駒市 果卉園芸組合 |
| 平群町 | センター方式 | 1,660食 | 随時 月1～5回 | 玉ネギ209、キュウリ63、 ダイコン46、ナス39、椎茸83、 三度豆12、ネギ56、カボチャ90 | 丸福出荷組合 |
| 斑鳩町 | 自校式 | 1,800食 | 随時 月数回 | ジャガイモ793、玉ネギ300、柿807、 ナシ650、ダイコン375 他にエンドウ、サツマイモ、ハクサイ、 キャベツ、ミズナ等 | 斑鳩町 農業振興会 |
| 安堵町 | 自校式 | 430食 | 11月、2月の 第3週に集中的 に利用 | ダイコン69、ハクサイ24、 イチゴ52パック 他にキャベツ、レンコン、チンゲンサイ等 | 安堵町農業者 リーダー会議 |

森林環境税

森林には、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源かん養等の多くの公益的機能があります。奈良県では、この重要な役割を果たす森林を県民全体で守り育てていくため、新たに森林環境税を導入することとなりました。森林環境税の使途事業について紹介します。

1. 課税について

◎納税義務者

県民税均等割りの納税義務者と同じになります。

個人：県内に住所等を有する個人

法人：県内に事務所を有する法人等

(注 所得が一定の基準以下で県民税均等割が課税されていない個人は非課税)

◎税 率

個人：年額500円

法人：均等割額の5%

2. 使途事業について

◎森林の多目的な機能発揮を目指す取組

【森林環境保全緊急間伐事業】

- ・10年以上間伐されていないスギ・ヒノキの放置人工林に対する強度間伐を行う。(本数率40%以上)
- ・対象森林
 - ①紀伊山地の霊場と参詣道や自然歩道のバッファゾーン
 - ②国立・国定・県立自然公園地内
 - ③市町村が森林環境保全上重要と位置づけた箇所内、緊急度、効果の高い箇所から実施

【奈良の元気な森林づくり推進事業】

- ・放置森林を調査し、その森林所有者に対し森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能について普及啓発を行い放置森林の解消

を図る。

◎自然との共生を目指す取組

【里山林機能回復整備事業】

- ・放置された里山林をNPOやボランティア団体の県民参加の森づくりとして整備することにより、里山林の機能回復を図る。また、地域住民などが居住地周辺の里山林を整備することにより、里山地域における優れた景観を回復する。
- ・市町村において森林バンクを設置し、里山林の登録と整備団体(NPO、ボランティア等)の登録を行い、さらに整備協定締結のためコーディネートを行う。

【森林環境教育推進事業】



整備された里山林

- ・森林環境を全ての県民で守り育てるべき環境資源として捉え、社会全体で森林・林業を支援する機運の醸成をはかるため、青少年をはじめ一般県民に対する環境保全意識の啓発等、幅広い森林環境教育を推進する。



里山林と竹林についての講義(森の学校)

森林環境税の理解を深める 森の学校が矢田山で開かれました

7月22日（土）に大和郡山市矢田町の矢田山遊びの森で「森の学校」を開催しました。

今年は県が夏休み期間を「山と森林の月間」に制定したことから「なら森を育てる県民の集い」が開催されました。北部農林振興事務所でもこの集いにあわせふれあいイベントの1つとして参加しました。

今回は里山を守るためには竹林の整備が大切な事を参加者に学んでいただきました。会場近くの里山で講師から竹林に関する講義と、雨天が続いたために実施できなかった竹林伐

採体験の代わりに竹の利用加工体験をおこないました。

また、放置竹林の現状と整備の進め方についてのパネル展示にも多くの方が立ち止まり理解を深めていました。最後に竹を芯に使ったバームクーヘンづくりに挑戦していただきました。

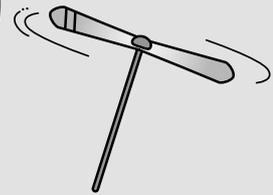
参加者は70名で親子連れが多く、バームクーヘンづくりの合間には他のコーナーを回り、梅雨の晴れ間が広がる週末を楽しく過ごしていました。



バームクーヘンづくり



竹の利用加工体験



みんなで試食



記念品の竹とんぼで遊ぶ



木製の修了証書とおみやげの竹炭

集落営農で地域の農地を守っています

■ 農事組合法人南桧垣営農組合

南桧垣集落は、平成12年に営農組合を立ちあげ「集落の土地は集落で守る」を基本スタンスとして、農業者の高齢化や担い手不足を補い、遊休農地の未然防止を目的に小麦の集団栽培やその後作としてカボチャ等の土地利用型作物の導入など営農活動が行われています。

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策の経営規模要件に適合するため、さる8月20日に「農事組合法人南桧垣営農組合」の設立総会が開催され、法人としての産声をあげました。

法人化後は、まず、認定農業者の認定を受け、品目横断的経営安定対策に取り組む体制づくりを行います。しかし、有効な土地利用計画の検討や集落の農地を守る手段としての作業受託システムの構築等々の法人化後の課題は多く残されています。

今後は、都市近郊の地域性を生かし、地域の自然条件と需要の動向に適合した作物の生産を進め、その作物を主体とした生産性、収益性の高い農業経営の確立を目指すとともに担い手不足や遊休農地の対策のため、小麦の栽培を中心に地域農業の維持発展に向けた取り組みを行います。



法人の設立総会

■ 稲葉車瀬営農組合

斑鳩町稲葉車瀬地区は、古くから赤ナシの産地で、ナシと水稻の複合経営が行われてきました。しかしながら、近年は生産者の高齢化・兼業化の進行に伴い、集落内での遊休農地は増加傾向にありました。そこで将来に優良な農地を受け継いでいくために、平成16年に集落営農組織「稲葉車瀬営農組合」を立ち上げました。当営農組合は、現状の個人完結型の水田農業から集落営農への転換を図ることで、将来的な担い手不足をカバーし、遊休農地の増加を未然に防止することを目標としています。併せて、農業機械の共同利用を進めることで、低コストの稲作の推進を図っています。現在では、田植機・コンバインを共同所有し、育苗・田植え・収穫作業を共同で行っています。

この他にも地元で生産した野菜を地元の方に消費してもらうために、当営農組合内に直売部会を設置し、直売所「斑鳩旬菜果 太子の里」を開設しました。

「斑鳩旬菜果 太子の里」では、直売部会に参加している生産者が作った野菜や果物が販売されており、地域住民との交流の場になっています。



斑鳩旬菜果 太子の里

ひろーい田んぼができました (奈良市田原地区ほ場整備)

奈良市東部地域に位置する旧の田原村では、ほ場整備工事をおこなっています。当地域は、標高250～600mの中山間地帯ですが、農用地面積では市全体の70%を占めており重要な農業地域となっています。

工事前の田んぼは、傾斜がきつく、畔の曲がりが多く、小さい田んぼでした。その畔をまっすぐにし、大きい田んぼに整備しました。

また、田越しで耕作の進入、用水、排水していたのを耕作道路、用水路、排水路を整備して効率よく耕作できるようになりました。

土地についてはあっちこちに分散していたのを所有者毎に集積しました。

これらのことで、大型機械の導入も可能となり、担い手農家に耕作をまかせられるよう

になりました。

本地域は、大和茶の産地であり、米作りと茶の2本立てでさらに活発な農業経営がおこなわれることが期待されています。

【概要】 受益面積：195ha

戸 数：413戸

実施年度：平成9年度～平成24年度



整備前のほ場



整備後のほ場

古墳時代の遺跡を発見

工事前に文化財発掘調査を行っています。竪穴住居跡から器や鉄刀が出土しました。



担い手バンクに登録しましょう

平成18年の事務所管内の担い手バンクによるマッチング成立農地は10月末現在72筆、776アールとなっています。しかし、農地を借りたいと思っている農業者は64件で希望面積は6,170アールもあります。まだまだ登録農地が足りない状況です。そこで、農地を貸したいあるいは農作業の委託を考えている農家の方がありましたら、当事務所あるいはお住まいの市町農業担当課、農業委員会、JA ならけん各支店までお問い合わせください。



貸した農地は、必ず戻ってきます!!!

法律※により、農地の貸し借りをを行うと、最初に決めた期間（3～5年程度）がくれば、離作料を払うことなく、農地を必ず返してもらえます。

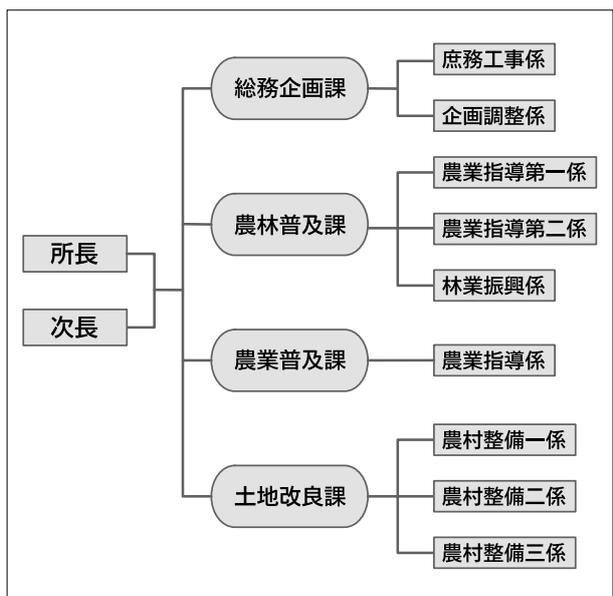
※ 農業経営基盤強化促進法

私たちに貸して下さい!



北部農林振興事務所の組織

平成18年4月1日より一部組織体制の変更があり、次の体制で農林行政に取り組んでいます。



各部署の担当業務概要

| 課 | 係 | 担当業務 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 総務企画課 | 庶務工事係 | 所内事務連絡調整、入札契約、庶務 |
| | 企画調整係 | 事業の企画調整、県庁各課・関係機関連絡調整 |
| 農林普及課 | 農業指導第一係 | 奈良市地域の農作物生産流通、農業改良普及指導 |
| | 農業指導第二係 | 天理市地域の農作物生産流通、農業改良普及指導 |
| | 林業振興係 | 林業改良普及指導、治山・林道事業 |
| 農業普及課 | 農業指導係 | 大和郡山市・生駒市・生駒郡地域の農作物生産流通、農業改良普及指導 |
| 土地改良課 | 農村整備第一係 | 県営ほ場整備事業、市町村事業の指導 |
| | 農村整備第二係 | 広域農道整備事業、農免農道整備事業、農地・水・環境保全向上対策事業 |
| | 農村整備第三係 | 登記・換地事務、土地改良財産管理事務、ため池等整備事業 |

北部農林振興事務所ではホームページで最新情報を提供しています。

<http://www.pref.nara.jp/nnorin/>